

特定健診・特定保健指導が始まります

医療制度改革により、今まで町が40歳以上の方を対象に実施してきた「基本健康診査」が「特定健診・特定保健指導」に変わります。

新しい健診等は、加入している健康保険組合が実施することになります。

また、65歳以上の方には、健診と同時に介護予防のため生活機能評価を実施します。生活習慣を見直すため、この機会に、自分の健康状態を知り、ぜひ健診を受けましょう。



40歳から74歳で伊奈町国民健康保険に加入している方	40歳から74歳で伊奈町国民健康保険以外の健康保険に加入している方	75歳以上および65歳以上の障害認定者で長寿医療(後期高齢者医療)保険に加入している方
町から受診券と健診申込書を郵送します。発送は、6月下旬からを予定しています。 ・受診期間 7月(受診券到着後)から9月30日 ・申込み 受診券到着後、実施医療機関にお申し込みください。 ・自己負担 なし ・持ち物 国民健康保険証・受診券・健診申込書・65歳以上の方は介護保険証 ・健診内容 問診、診察、身長・体重・腹囲測定、血圧測定、血液検査、尿検査 * 健診実施後、必要な方には保健指導や介護予防教室のご案内をいたします。ぜひ、ご利用ください。 問 住民課国民健康保険係 ☎2115・2116	健診時期や受診方法等は、加入している健康保険組合(健康保険証の連絡先)に、お問い合わせください。	町から受診券と健診申込書を郵送します。発送は、6月下旬からを予定しています。 ・受診期間 7月(受診券到着後)から9月30日 ・申込み 受診券到着後、実施医療機関にお申し込みください。 ・自己負担 なし ・持ち物 後期高齢者医療保険証・受診券・健診申込書・介護保険証 ・健診内容 問診、診察、身長・体重測定、血圧測定、血液検査、尿検査 * 健診実施後、必要な方には介護予防教室のご案内をいたします。ぜひ、ご利用ください。 問 福祉課医療係 ☎2128・2129
65歳以上の方には、特定健診と同時に介護予防のため生活機能評価を実施します。ただし、国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している方は、受診券が必要ですのでお申し込みください。申し込み後、受診券を送付します。(電話申込可) ☎・問 福祉課介護認定給付係 ☎2123		

がん検診等を実施

特定健康診査と同時期に、下記の検診を実施します。直接、実施医療機関にお申し込みください。

検診名	対象者	内容	自己負担額	実施医療機関	電話番号
肝炎ウイルス検診	平成21年3月31日現在40歳以上の方 (昭和44年4月1日以前生まれ) ただし、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがある方は受けられません。	問診および血液検査	なし	伊奈中央病院	721-3022
大腸がん検診	平成21年3月31日現在40歳以上の方 (昭和44年4月1日以前生まれ)	問診および検便(便潜血検査)	400円	伊奈病院	721-3692
前立腺がん検診	下記一覧に該当する男性 50歳(昭和33年4月2日~昭和34年4月1日) 55歳(昭和28年4月2日~昭和29年4月1日) 60歳(昭和23年4月2日~昭和24年4月1日) 65歳(昭和18年4月2日~昭和19年4月1日) 70歳(昭和13年4月2日~昭和14年4月1日)	問診および血液検査(PSA検査)	1,000円	のぞみ病院	723-0855
胸部レントゲン検査	平成21年3月31日現在40歳以上の方 (昭和44年4月1日以前生まれ)	問診および胸部レントゲン検査	なし	金崎内科医院	728-8550
				内田クリニック	728-9296
				今成医院	723-8280
				世沢整形外科	723-9191
				木村クリニック	723-8884
				尾崎内科クリニック	720-1701

がん検診の自己負担金は、受診医療機関の窓口でお支払いください。
(70歳以上の方は無料です 昭和14年4月1日以前に生まれた方も含みます)
勤務先等で受診または受診機会のある方、ならびに現在治療中または、治療予定の方はご遠慮ください。

受診時間は、各医療機関の診療時間内です。
受診した医療機関で必ず検診結果を確認してください。
がん検診等の問合せ
保健センター ☎720-5000

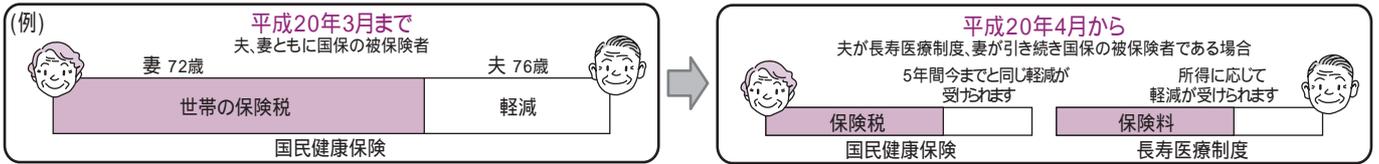
長寿医療制度の創設に伴い、 国民健康保険税が軽減されます

関 住民課国民健康保険係 ⑨2116

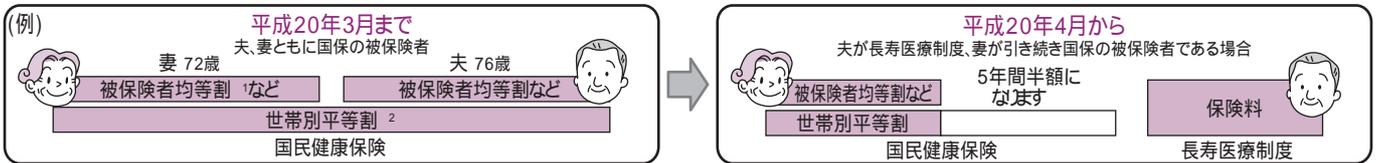
平成20年4月以降、75歳以上の方は長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移行していますが、それに伴って、国民健康保険に加入している方の保険税が急に増えることのないよう、次のように軽減されます。

【例1】国民健康保険に加入している世帯で、75歳以上の方が長寿医療制度に移行し、75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入することになる場合

【軽減内容】従来から保険税の軽減の対象となっている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を5年間受けることができます。



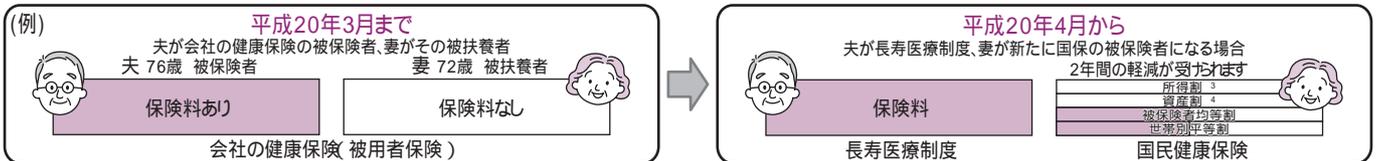
国民健康保険の被保険者が1人となる場合には、世帯別平等割額(世帯ごとに負担いただく保険税)が5年間半額となります。



1 被保険者均等割...被保険者1人あたりでご負担いただく保険税 2 世帯別平等割...世帯ごとにご負担いただく保険税

【例2】75歳以上の方が会社の健康保険などの被用者保険から長寿医療制度に移行することにより、65歳から74歳までの被扶養者の方が新たに国民健康保険に加入することになる場合

【軽減内容】新たに国民健康保険に加入し、保険税を納めていただくことになった方については、申請いただければ2年間、所得や資産に応じて負担していただく保険税が全額免除され、被保険者均等割額(1人あたりで負担いただく保険料)が半額となります。さらに国民健康保険の被保険者が世帯に1人の場合は、世帯別平等割額が2年間半額となります。



3 所得割...所得に応じてご負担いただく保険料(税) 4 資産割...資産に応じてご負担いただく保険料(税)

医療保険分 []内は平成19年度税率

所得割額	税率6.6%[8.3%]
資産割額	税率27%[31.0%]
均等割額(1人あたり)	11,400円[16,800円]
平等割額(1世帯あたり)	15,600円[18,000円]

* 医療分課税限度額47万円[53万円]

NEW!!

後期高齢者支援金分

所得割額	税率1.5%
均等割額(1人あたり)	5,400円

* 後期高齢者支援金分課税限度額12万円

介護保険分(40~65歳未満の被保険者)

所得割額	税率0.95%[0.85%]
均等割額(1人あたり)	9,000円[7,800円]

* 介護保険分限度額9万円[7万円]

平成20年度から 国民健康保険税率が 変わります

平成20年度からスタートした長寿医療制度(後期高齢者医療制度)により、支援金分が新たに加算され、医療保険分・介護保険分と合わせて3区分の税率が変わります。

町では、左記のように税率の見直しを図りました。

詳しくは、納税通知書発送時に同封している国保だよりをご覧ください。

10月から国民健康保険税の 年金天引きが始まります

65歳から75歳未満の世帯主の方で、次の ~ のすべてに該当する方は、10月から国民健康保険税が年金天引きになります。

世帯主が町国民健康保険の被保険者であること

世帯内の町国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること

年金天引きの対象となる年金が年額18万円以上であること

国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えていないこと